

会員規約

第1条(目的)

株式会社レキオスソーシャルネットワーク(以下、当社という)は、レキオス倶楽部会員(以下、会員という)の規約および株式会社レキオスホールディングスをはじめとするレキオスグループ各社及びその関係会社(以下、当グループという)、レキオス倶楽部事業者会員が提供する各種サービスを利用するにあたっての諸条件を以下の通り定め、これによりレキオス倶楽部事務局を運営します。

第2条(会員)

1.会員種別は次のとおりとします。

(1)一般会員

当グループにおける別途定めた商材のサービスを受ける個人または当グループ又はレキオス倶楽部事業者会員を通してレキオス倶楽部の入会申込をされた個人(以下、個人会員という)または法人および個人事業主等(以下、事業者会員という)

(2)ソーシャルパートナー

レキオスソーシャルネットワーク概要書面及びソーシャルパートナー規約で定めた会員

2.レキオス倶楽部に入会しようとするときは、前項で定めた会員種別ごとの所定の申込方法により入会申込を行い、当社による審査を受けたうえ、当社が承諾したときに会員となります。

第3条(運営)

レキオス倶楽部は、株式会社レキオスソーシャルネットワーク(以下、当社という)が事務局として運営を行うものとします。

第4条(入会金)

会員の入会金は無料とします。ただし、ソーシャルパートナーはレキオスソーシャルネットワーク概要書面及びソーシャルパートナー規約で別途定めるものとします。

第5条(年会費)

1.ご利用会員の年会費は次のとおりとします。

(1)一般会員

(ア)個人会員の年会費は3,650円(税抜)とします。

(イ)事業者会員の年会費は12,000円(税抜)とします。

(ウ)個人会員および事業者会員には、特定の権利だけを付与する無料会員(年会費無料)の

会員区分を別途定めるものとします。

(2) ソーシャルパートナー

別途、ソーシャルパートナー会員規約で別途定めるものとします。

2.年会費は加入月の翌月末までに当社の定める方法及び手段にて払い込むものとします。

3.一旦支払われた年会費は法令の定めまたは当社が認める理由がある場合を除き、返還しないものとします。

第6条(会員情報の利用)

会員情報は、当グループプライバシーポリシーに則って適切に管理・利用することとします。

第7条(カード、会員アプリの付与)

1.ご利用会員に1枚の会員カードまたは会員アプリを付与することとします。なお、カード、アプリの所有権は弊グループに属します。

2.カードまたはアプリのアカウントを第三者に譲渡することはできないものとします。

第8条(有効期限)

1.会員の有効期限は、会員加入月の1日を起算日として1年間とします。ただし、有効期限満了日の1か月前までにいずれの当事者から所定の方法で意思表示なき場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2.無料会員の有効期限は、付随するサービスにおいて別途定めるものとします。

第9条(サービスの利用)

会員は、当グループ及びレキオス倶楽部事業者会員が提供する各種サービス等のうち、別途定めた商品群を会員価格でうけることができます。ただし、それらのサービスを受ける場合、カードやアプリを提示するなど、当グループおよびレキオス倶楽部事業者会員がそれぞれに別途定める方法に従う必要があります。

第10条(サービスの追加・変更・終了)

第9条にて定めた商品群につき、各種サービスの追加・変更・及び終了については当グループ各社のホームページの他、広告チラシ、携帯サイト等にて適宜掲げるものとします。

第11条(届出事項の変更)

1.会員は、当社に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

2.会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先・連絡先電話番号等について変動があった場合には、速やかに所定の方法により当社に通知するものとします。

3.当社より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、前項の変更通知を怠ったことにより当社からの通知又は送付書類が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、前項の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 12 条(カードの紛失・盗難等)

- 1.会員は、カードまたはアプリをインストールした端末を紛失又は盗難にあったときは、速やかに当社に連絡するものとします。
- 2.紛失・盗難等当社が認めた場合に限りカードは再発行します。この場合、1枚1,500円の再発行手数料を頂きます。

第 13 条(会員資格の喪失とカードの返却)

- 1.当社は、ご利用会員が規約に違反した場合又はカードの利用状況が適当でないと判断した場合には、会員の資格を喪失させることができるものとします。
- 2.資格を喪失した場合、カードの付与を受けている場合は直ちにカードの返却を行うものとしますが、当社が指定する場合は会員カードの切断等により廃棄処分することを認める場合があります。
- 3.アプリを利用している場合、会員資格喪失と同時に同アプリのアカウントは停止されます。

第 14 条(退会)

- 1.会員は、随時退会できるものとし、退会に際しては所定の方法により当社に退会の申請と手続きを行うものとします。
- 2.会員が有効期限内に退会した場合も、年会費に関しては返還しないものとします。
- 3.ソーシャルパートナーについては、レキオスソーシャルネットワーク概要書面及びソーシャルパートナー規約で別途定めるものとします。

第 15 条 (反社会的勢力に対する表明保証)

- 1.会員は、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 2.会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく会員資格を解除することができるものとします。
 - (1)反社会的勢力に属していること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3)反社会的勢力を利用していること

- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3.前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとしします。

第 16 条（各サービスの廃止）

- 1.当社は、各サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2.当社は、前項の規定により各サービスを廃止するときは、相当な期間前に会員に告知します。

第 17 条(規約の変更)

- 1.当社は事前に通知その他の手続きをすることなく、本規約、各サービス等の内容の変更等ができるものとしします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとしします。
- 2.当社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとしします。
- 3.本規約が変更された場合、各サービスの利用条件は変更後の規約に従うものとしします。によります。

第 18 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については双方協議のうえ解決するものとしします。

第 19 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所若しくは地方裁判所を管轄裁判所としします。

2007 年 4 月 発行
2020 年 1 月 3 1 日改正